

日常生活用具一覧表

種目		対象者		用具の性能等		耐用年数	基準額 (円)
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台（介）	肢体	18歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		８年	154,000
		難病	寝たきりの状態にある治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者（以下「難病患者等」という。）				
	特殊マット（介）	肢体	原則として３歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。児童にあっては２級を含む。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの		５年	19,600
		知的	療育手帳の程度が重度若しくは最重度である者				
		難病	寝たきりの状態にある難病患者等				
	特殊尿器（介）	肢体	原則として６歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの		５年	67,000
		難病	自力で排尿できない難病患者等				
	入浴担架（介）	肢体	原則として３歳以上であって、下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に介護を要する者に限る。）	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの		５年	82,400
	体位変換器（介）	肢体	原則として６歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る。）	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの		５年	15,000
		難病	寝たきりの状態にある難病患者等				
	移動用リフト（介）	肢体	原則として３歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者	介護者が障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		４年	159,000
		難病	下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等				
	訓練いす	肢体	原則として３歳以上の児童であって、下肢又は体幹機能障害２級以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。		５年	33,100
	訓練用ベッド	肢体	原則として６歳以上の児童であって、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者	腕又は脚等の訓練ができる器具を備えたもの		８年	159,200
		難病	下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等				
	エアーマット（介）	肢体	下肢又は体幹機能障害１級の身体障害児・者及び下肢又は体幹機能障害２級と上肢機能障害２級以上で総合等級１級の身体障害児・者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの		８年	58,000
	入浴補助用具（介）	肢体	原則として３歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		８年	90,000
		難病	入浴に介助を要する難病患者等				
	便器 （ポータブルトイレ） （介）	肢体	原則として６歳以上であって、下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者	障害児・者が容易に使用し得るもの（児童にあっては手すり付きのものに限る。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり有	８年	9,850
		難病	常時介護を要する難病患者等	障害児・者が容易に使用し得るもの（児童にあっては手すり付きのものに限る。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり無		4,450
	歩行補助つえ（介）	身体	障害を有する者であって、つえ（Ｔ字状・棒状）の使用により歩行機能が補完される児・者	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの（夜光剤付とした場合は430円（全面夜光剤付とした場合は、1,260円）増しとすること。価格は１本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること。）	木材	３年	2,310
					軽金属		3,150

種目		対象者		用具の性能等		耐用年数	基準額 (円)
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具 (介)	平衡		おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。		8年	60,000
		肢体	原則として3歳以上であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者又は下肢が不自由な難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの			
		難病		イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
	頭部保護帽	平衡	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	スポンジ及び革を主材料としているもの	3年	15,600
		肢体					
		知的	療育手帳の程度が重度又は最重度の者		スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		37,800
		精神	精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上の者であって頻繁に転倒する者				
	特殊便器 (ポータブルトイレ)	肢体	原則として6歳以上であって、上肢機能障害2級以上の者	障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		8年	151,200
		知的	原則として6歳以上であって、療育手帳の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者				
		難病	上肢機能に障害のある難病患者等				
	火災警報器	肢体聴覚視覚	下肢、聴覚、視覚若しくは体幹機能障害2級以上の者(火災発生の感知及び避難が困難な対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		8年	15,500
		知的	療育手帳の程度が重度又は最重度の者(火災発生の感知及び避難が困難な対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)				
		難病	火災発生の感知及び避難が困難な者(対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)				
	自動消火器	身体	身体障害者等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が困難な対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		8年	28,700
		知的	療育手帳の程度が重度又は最重度の者(火災発生の感知及び避難が困難な対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)				
		難病	火災発生の感知及び避難が困難な者(難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯)				
電磁調理器	視覚	18歳以上であって、視覚障害2級以上の者(対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの		6年	41,000	
	知的	18歳以上であって、療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)					
歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚	原則として6歳以上の者であって、視覚障害2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの		10年	7,000	
音声標識ガイド装置	視覚	原則として18歳以上の者であって、視覚障害2級以上の者	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となって使用できる受信機又は音声により、位置、目的地等を知ることができるもの		5年	25,000	
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚	18歳以上であって、聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(注1)		10年	87,400	
環境制御装置	肢体	18歳以上であって、上肢又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、対象者が容易に使用し得るもの		5年	68,000	
テーブルリフト (介)	肢体	18歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車いすを常用する者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの		5年	100,000	
	透析液加温器	じん臓	原則として3歳以上であって、じん臓機能障害3級以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの		5年	51,500

種目		対象者		用具の性能等		耐用年数	基準額 (円)	
在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸器	原則として6歳以上であって、呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児・者(医師の意見書により必要と認められる者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	36,000	
		難病	呼吸器機能に障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者					
	電気式たん吸引器	呼吸器	原則として6歳以上であって、呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児・者(医師の意見書により必要と認められる者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	56,400	
		難病	呼吸器機能に障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者					
	吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器	原則として6歳以上であって、呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害児・者(医師の意見書により必要と認められる者に限る。)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	72,500	
		難病	呼吸器機能に障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者					
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器	18歳以上であって、呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの		10年	17,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器 心臓	呼吸器機能障害の者又は心臓機能障害であって医師の意見書により呼吸管理上必要と認められる者	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの		5年	46,000	
		難病	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		5年	157,500	
	盲人用体温計 (音声式)	視覚	原則として6歳以上であって、視覚障害2級以上の者(対象者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	9,000	
盲人用体重計	視覚	18歳以上であって、視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	18,000		
情報・通信支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語 肢体	原則として6歳以上の者であって、音声言語機能障害を有する者又は肢体不自由の者であって、同程度の音声言語障害を有し医師の意見書により必要と認められる者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	98,800	
	情報・通信支援用具	身体	視覚障害者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障害者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障害者が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	5年	60,000
				パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	音声化ソフト			15,000
		視覚		音声ガイド、文字拡大機能等視覚障害者の利用に配慮したもの	視覚障害者用ワープロソフト	25,000		
				パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから入力できるもの	点字処理システム	10,000		
				文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフトに情報を出力できるもの	スキャナー装置	15,000		
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	18歳以上であって、視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)を有し、必要と認められる者(点字による意思伝達が可能な者に限る。)	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの		6年	383,500	
	点字器	視覚	視覚障害を有する障害児・者	1行が32マスになっており、18行で両面書の標準型、4行及び12行で片面書の携帯用があり、触覚で識別できる凸点を組み合わせで構成される点字を打つために、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つ為の定規及び点筆を組み合わせたもの(価格には点筆を含む)	32マス18行、両面書真鍮板製	7年	10,400	
					32マス18行、両面書プラスチック製		6,600	
					32マス4行、片面書アルミニウム製	5年	7,200	
32マス12行、片面書プラスチック製					1,650			

種目		対象者		用具の性能等		耐用年数	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚	視覚障害２級以上の障害児・者（原則として本人が就労若しくは就学しているか又は、就労が見込まれるものに限る）	障害児・者が容易に使用し得るもの		５年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	原則として６歳以上の者であって、視覚障害２級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	録音再生用	６年	85,000
				音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	再生用		35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚	原則として６歳以上の者であって、視覚障害２級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		６年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚	原則として６歳以上の者であって、視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		８年	238,000
	盲人用時計	視覚	18歳以上であって、視覚障害２級以上の者（音声式は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難である者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式	10年	10,300
					音声式		13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声言語	原則として６歳以上の者であって、聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの		５年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの		６年	88,900
	人工喉頭	音声	喉頭摘出による音声機能障害を有する障害児・者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式	４年	8,100
				顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式	５年	70,100
			喉頭摘出による音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する障害児・者	HMEカセット及び付属品とする（付属品：ベースプレート、気管孔装着用接着剤及び剥離剤）	常時埋込型人工喉頭用人工鼻	１月	23,760
	点字図書	視覚	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書（週刊誌を除く。）		点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額（注２）	
	電動ページめくり装置	肢体	18歳以上であって、上肢機能障害２級以上の者	電動により図書のページをめくる機種で、障害者が容易に使用し得るもの		５年	150,000
	携帯用会話補助装置用大型キーボード	肢体	18歳以上であって「携帯用会話補助装置」の支給対象者のうち上肢機能障害２級以上の者	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化された機種		５年	80,000
	デジタル録音図書読書機	視覚	18歳以上であって、視覚障害を有し、墨字本による読書が困難なもの	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げる読書機（デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除く。）		５年	20,000
	視覚障害者用音声読書機	視覚	18歳以上であって、視覚障害を有し、墨字本による読書が困難なもの（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要なものに限る）	活字を読み取り、音声で読み上げることができるもの（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）		５年	150,000
	点字電子手帳	視覚	意思伝達が困難な視覚障害者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つもの		５年	200,000
	人工内耳用充電電池及び充電器	聴覚	現に人工内耳を装着している聴覚障害児・者	人工内耳用充電電池及び充電器		２年	24,000

種目		対象者		用具の性能等			耐用 年数	基準額 (円)
	人工内耳用 体外外部装置	聴覚	現に人工内耳を装着している聴覚障害児・者 (本町の住民基本台帳に登録され1年以上を 経過している者に限る。)	人工内耳用体外外部装置であって、現に装着してい る装置が5年以上経過しているもの(医療保険の 適用される場合を除く。)			5年	400,000 (購入費の 1/2以内)
排泄管 理支援 用具	ストマ用装具 (消化器系)	ぼうこう 又は直腸	ぼうこう又は直腸機能障害であって、ストマ を造設している者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放 型の収納袋等(ラテックス製又はプラスチック フィルム製)及び付属品(注3)			-	8,858 (1月あたり)
	ストマ用装具 (尿路系)			低刺激性の粘着剤を使用した密封型の尿処理用 キャップ付の収納袋等(ラテックス製又はプラス チックフィルム製)及び付属品(注3)			-	11,639 (1月あたり)
	紙おむつ	肢体 ぼうこう 又は直腸	3歳以上であって、次のいずれかに該当する 者 (1)ぼうこう機能障害又は直腸機能障害で あって、次のいずれかに該当する者(紙 おむつ等の用具類を必要とする者に限 る。) ア 治療によって軽快の見込みのないスト マ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの 変形のためストマ用装具を装着すること ができない者 イ 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起 因する神経障害による高度の排尿機能障 害又は高度の排便機能障害のある者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因 する高度の排便機能障害のある者 (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(注4) により排尿若しくは排便の意思表示が困 難な者で、将来にわたって紙おむつ以外 での対応が困難な者(ストマ用装具の支 給決定を受けていない者に限る。)	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの			-	12,000 (1月あたり)
	サラシ・ガーゼ・ 脱脂綿						-	12,000 (1月あたり)
	洗腸装具						6月	17,200
	収尿器			肢体	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある 場合)により、必要とする障害児・者	採尿器と蓄尿袋で 構成されており、 尿の逆流防止装置 がついているもの	男性用	普通型
		簡易型	5,700					
		耐久性ゴム製採尿 袋を有するもの	女性用			普通型	8,500	
						ポリエチレン製の 採尿袋導尿ゴム管 付	簡易型	5,900
住宅改 修費	居宅生活動作 補助用具 (介)	肢体	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げる居宅生 活動作補助用具の購入費及び改修工事費 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床 又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前各号に掲げるもののほか、住宅改修に 附帯して必要となる住宅改修			1回 のみ	200,000	
		難病						下肢又は体幹機能障害に障害のある難病患者 等

備考

- 注1 聴覚障がい者屋内信号装置には、サウンドマスター及び聴覚障害者屋内信号灯を含む。
- 注2 点字図書については、給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)
- 注3 ストマ用装具の付属品については、皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用ストマ用装具)、ナイトドレーナージバッグ(夜間用ストマ用装具)、ストマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤とする。
- 注4 脳原性運動機能障害とは、乳幼児期(満3歳未満)前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常をいう。具体的には、脳性麻痺や乳幼児期以前に発生した脳炎又は脳外傷、無酸素脳症等の後遺症等による全身性障害を有する者である。
- 注5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。
- 注6 前項ただし書の場合において、「耐用年数」欄に規定する期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。